

### 徳島海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、徳島県海域におけるせん漁業（たこつぼ漁業並びにいせえびかご漁業及びその類似漁業を除く。）の操業について、次のとおり指示する。ただし、漁業権又は入漁権に基づいて操業する場合は、この限りではない。

令和8年5月22日

徳島海区漁業調整委員会

会長 今 治 清 孝

（操業禁止区域）

第1条 次に掲げる区域以外の区域においては、せん漁業を営んではならない。

- (1) 次のア及びイを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のうち徳島県海域
  - ア 北緯34度14分15秒東経134度34分15秒の点（徳島県鳴門市黒岩突端）
  - イ 香川県東かがわ市翼山頂上
- (2) 次のア、イ及びウを順次に結んだ2直線とエ、オ、カ及びキを順次に結んだ3直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のうち徳島県海域
  - ア 兵庫県南あわじ市丸山崎西端
  - イ 徳島県鳴門市瀬方鼻突端
  - ウ 北緯34度14分15秒東経134度34分15秒の点（徳島県鳴門市黒岩突端）
  - エ 兵庫県南あわじ市釣島鼻突端
  - オ エと徳島県鳴門市中瀬灯標中心点とを結んだ直線とカと鳴門海峡中瀬高ばえ東端とを結んだ直線との交点
  - カ キと兵庫県南あわじ市潮崎突端とを結んだ直線上キから1,000メートルの点
  - キ 徳島県鳴門市大磯崎東端
- (3) 次のア、イ、ウ及びエを順次に結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
  - ア 徳島県鳴門市大磯崎東端
  - イ アと兵庫県南あわじ市潮崎突端とを結んだ直線上アから1,000メートルの点
  - ウ 徳島県小松島市根井鼻東端
  - エ 徳島県小松島市徳島小松島港中防波堤（通称一文字）北端
- (4) 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクを順次に結んだ7直線とケ、コ及びサを順次に結んだ2直線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
  - ア 徳島県小松島市徳島小松島港中防波堤（通称一文字）南端
  - イ アと徳島県小松島市旧和田島飛行場突堤突端とを結んだ直線上同突堤突端から500メートルの点
  - ウ 徳島県小松島市立江川河口左岸東南端とイとを結んだ延長線と徳島県徳島市徳島小松島港津田外防波堤東端とエとを結んだ直線との交点
  - エ 徳島県阿南市三ツ石頂上
  - オ エと徳島県阿南市舟磯灯標中心点とを結んだ直線と同市燕礁頂上とカとを結んだ直線との交点

カ 徳島県阿南市裸島頂上

キ カと徳島県阿南市燧崎突端とを結んだ直線と同市野々島東端とクとを結んだ直線との交点

ク 徳島県阿南市舞子島通称中崎ノ鼻突端

ケ 徳島県阿南市舞子島マツガシノ鼻突端

コ ケと徳島県阿南市一ツ目頂上とを結んだ直線とサと和歌山県日高郡美浜町日ノ御崎灯台中心点とを結んだ直線との交点

サ 徳島県阿南市蒲生田岬灯台中心点

(5) 徳島県阿南市伊島、前島及び棚子島の周辺最大高潮時海岸線から 3,000 メートルの距離の線以内の海域

(6) 徳島海区のうち、徳島県蒲生田岬と和歌山県日の御崎とを結ぶ直線以南の海域（以下「紀伊水道沖合海域」という。）の水深300メートル以浅の海域（操業制限区域）

第2条 前条の操業禁止区域以外の区域のうち、区画若しくは共同漁業権の漁場区域内においては、その漁業権者の同意を得ずにせん漁業を営んではならない。

（届出等）

第3条 第1条に規定する操業禁止区域以外でせん漁業を営もうとする者は、次に掲げる海域ごと及び船舶ごとに、第2項に定める書類を添えて、操業開始予定日の3日前までに、その所属する漁業協同組合を経由して、徳島海区漁業調整委員会に届け出なければならない。ただし、前条の操業制限区域において、漁業権者の同意を得て、せん漁業を営む者についてはこの限りでない。

(1) 播磨灘海域（徳島県孫崎と兵庫県門崎とを結ぶ直線以北の海域）

(2) 紀伊水道海域（徳島県孫崎と兵庫県門崎とを結ぶ直線以南で徳島県蒲生田岬と和歌山県日の御崎とを結ぶ直線以北の海域）

(3) 紀伊水道沖合海域

2 届出の際には次の書類を提出するものとする。

(1) 届出書（様式は別に定める。）

(2) 届出をする者の所属する漁業協同組合の長の副申書（様式は別に定める。）

(3) 使用する船舶の漁船登録票の写し

3 徳島海区漁業調整委員長は、第1項の規定による届出をした者に対して、別に定める様式の届出済証を交付する。

4 第1項の規定による届出をした者は、操業に際し、前項の届出済証を携帯するとともに、別に定める様式の標識を船体両側面の見やすい箇所に表示し、漁具の浮標に氏名及び所属する漁業協同組合の名称を記載しなければならない。

（指示の有効期間）

第4条 この指示の有効期間は、令和8年6月1日から令和9年5月31日までとする。

（雑則）

第5条 この指示に定めるもののほか、この指示の施行に関し必要な事項は、徳島海区漁業調整委員会が別に定める。

(R8.5.22 委員会指示第3号第3条第2項第1号の様式)

せん漁業操業届出書

令和 年 月 日

徳島海区漁業調整委員会長 殿

住所  
氏名

下記によりせん漁業を操業いたしますので、関係書類を添えて提出します。  
なお、操業にあたっては他漁業との間で問題が発生しないように努めます。

記

1 使用する船舶

- (1) 漁船登録番号
- (2) 船 名
- (3) 船舶総トン数

2 操業海域

3 操業予定期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 漁業根拠地

(R8. 5. 22 委員会指示第 3 号第 3 条第 2 項第 2 号の様式)

副 申 書

令和 年 月 日

徳島海区漁業調整委員会長 殿

住所

〇〇漁業協同組合

代表理事組合長

印

このたび本漁業協同組合所属の下記の\_\_\_名が、せん漁業の操業を行うにあたって、他漁業との間で問題が発生しないように指導いたしますので、よろしくお願ひします。

氏名	住所	船名	漁船登録番号	トン数

(R8. 5. 22 委員会指示第 3 号第 3 条第 3 項の様式)

証第 号

せん漁業届出済証

住所  
氏名

- 1 使用する船舶
  - (1) 漁船登録番号
  - (2) 船名
  - (3) 船舶総トン数
- 2 操業海域
- 3 操業期間
- 4 漁業根拠地

年 月 日付で上記の内容を含む届出があったことを証明する。

年 月 日

徳島海区漁業調整委員会長

印

(R8. 5. 22 委員会指示第 3 号第 3 条第 4 項の様式)

届出によって操業する場合に掲げる標識は次のとおりとする。

徳島せん証第〇〇号

(たて 10 c m、よこ 50 c m以上)

徳島せん  
証第〇〇号

(たて 20 c m、よこ 30 c m以上)